

第1章 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの理念

生成り はじまりのまち・伊勢

伊勢には、古くから全国各地から神宮を目指して大勢の人々が訪れてきたことで、情報が集積し、独自の文化が形成され、人々の間には様々な交流が生まれました。交流の歴史が、都市としての中心性を高め、多様な活動の場をつくり、市民の「もてなしの心」を育て、現在の伊勢市の姿をつくりあげたといえます。

また、神宮の建築様式に代表される「生成り」の文化をはじめ、伊勢は日本の精神文化の「はじまり」のまちであるといえます。時を越え培われた豊かな歴史・文化は、今でも素朴で美しいまちなみと市民の生活のなかに多様な形で継承されています。

伊勢市都市マスタープランでは、素朴で美しい伝統的な姿を守り育てていく「生成り」の精神と、常に先進的な文化を生み出していく「はじまり」の精神の2つを理念として掲げ、都市づくり・まちづくりを進めていきます。

伊 はじまりのまち 勢



2 市の特性と将来都市像

【市の特性】

■長い歴史を有する観光都市

当市は三重県の中東部に位置し、伊勢志摩国立公園や国・県の名勝に指定されている二見浦などの豊かな自然環境を有する、全国有数の観光地である伊勢志摩地域の拠点都市です。また市域の一部は近畿圏・中部圏の二大都市圏の保全区域（※1）として位置づけられています。

神宮の鳥居前町として歴史を重ね、広く日本中に知られた「お伊勢さんのまち」という性格は、当市の持つ最大の特徴といえます。第 62 回神宮式年遷宮においては、特別神領民（※2）として県内外や海外からたくさんの人々が参加し、2013（平成 25）年には神宮参拝客が年間 1 千 4 百万人となるなど、これまでにない新たな交流が生み出されています。

国内外の様々な地域との交流は、今後ますます多様化することが予想されます。

■伊勢志摩地域の拠点都市

当市は、伊勢志摩地域の拠点都市です。市内で就業・就学する約 6 万 8 千人のうち、約 1 万 8 千人が市外から通勤・通学しています（※3）。また、中核的な医療、教育、観光、商業、公共サービス機能などの様々な都市機能が市内に集積していることから、通勤・通学圏、地域医療や商業などの生活サービス圏は伊勢志摩地域一体に広がりを見せ、そこに暮らす人々の生活を支えています。

■豊かな自然と災害への備え

当市には、北部の平坦部や田園地帯を中心として静かで落ち着いた生活環境が広がっています。北部を東西にはしる伊勢湾の海岸線と、神宮林を含む東部から南部にかけての丘陵地・森林地帯及び西部の広々とした田園地帯が市街地を取り囲み、それらを南北方向に流れる河川群がつないでいます。

変化に富んだ自然に包まれた都市環境は、当市の持つ大きな特徴といえますが、その一方で、豊かな自然環境を持つ当市は、災害に悩まされてきた都市でもあります。近い将来想定される、南海トラフを震源とする巨大地震及び津波をはじめ、河川の増水や氾濫による水害や、土砂災害などにも備えなければなりません。



写真：五十鈴川

【将来都市像】

新しい出会いをつくりだす**交流都市**

日本国内で広く認知された「お伊勢さんのまち」であることを背景に、国や地域、文化や民族の枠を越えたまちとまち、人と人との出会いの舞台を提供し、新しい出会いをつくりだす「交流都市」づくりを進めます。



伊勢まつりの様子

伊勢志摩地域を牽引する**中核都市**

人口減少や産業・経済のグローバル化などの時代の変化に対応しつつ、伊勢志摩地域に広がる生活圏の総合的な発展を目指すために、核となる地域への都市機能の集約と、周辺市町とのネットワーク化を進め、お互いの都市機能の役割を明確にしながら、中心都市として伊勢志摩地域を牽引する「中核都市」づくりを進めます。



伊勢市駅前

住む者を魅きつけ**安心を約束する共生都市**

災害への備えや福祉に配慮したまちづくりなど、住み続けるための基本条件である安心感や快適性を大切にしながら、伊勢独特の歴史・文化、自然風土を守り伝え、成熟社会に対応した都市を創り出すために、人と人、人と自然が共に暮らす「共生都市」づくりを進めます。



五十鈴川河畔の桜（おはらい町）

3 都市づくりの課題と目標

(1) 人口構造の変化

① 人口推計と影響

当市の人口は減少傾向にあります。2009（平成 21）年に策定した全体構想において、当面の目標年次（2013（平成 25）年）の将来人口を 131,000 人と設定していたのに対し、実際の平成 25 年 4 月末の時点での人口は 131,065 人（住民基本台帳より）であり、ほぼ推計どおりの減少となりました。

また 2015（平成 27）年現在の高齢者人口（65 歳以上）は、約 30% となっており、全国的に人口減少及び少子高齢化が進行する中、当市においてもこの状況が更に進行することは確実な状況です。

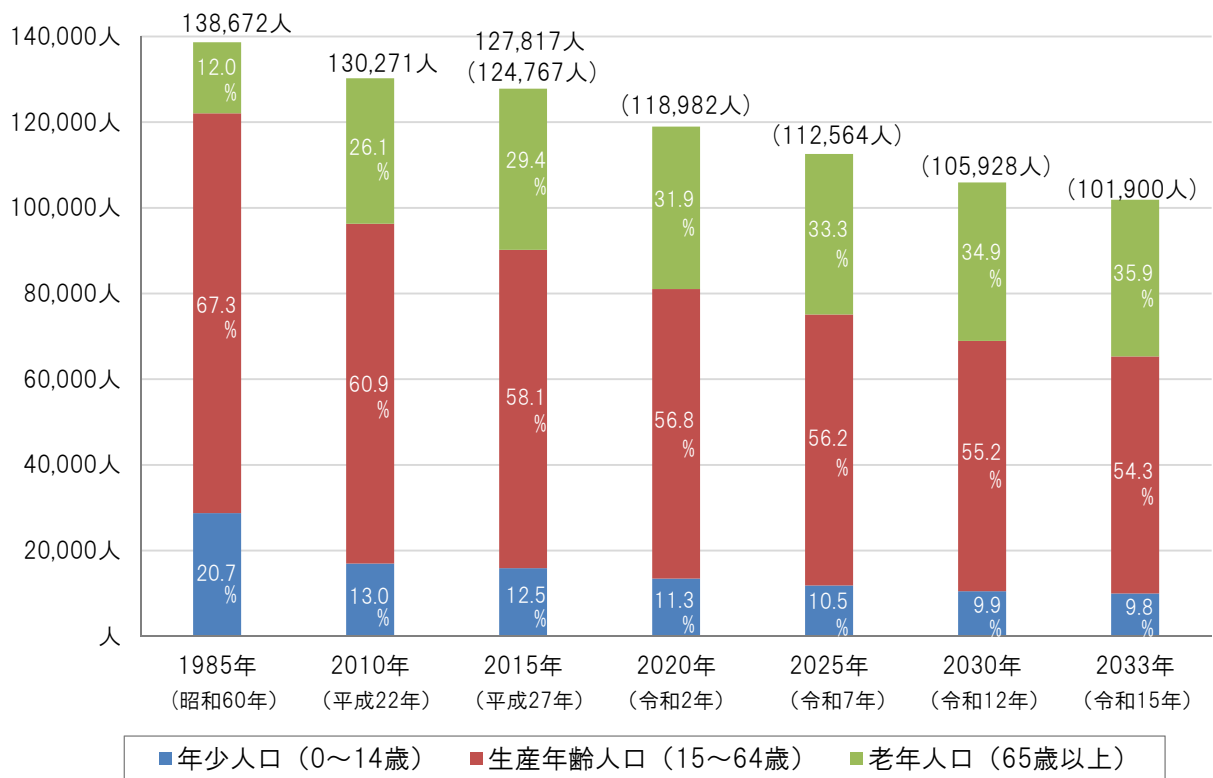


図1 年齢3区分人口と年齢別割合の推移

注1：1985年の数値は、市町村合併前の旧4市町村の数値（国勢調査）を合算して算出

注2：2015年までは、国勢調査の実績値。

注3：2015年以降の()は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月推計）の数値を用いて作成

②人口密度と都市構造の変化による課題

2010（平成22）年から2015（平成27）年の人口動態図では、市の中心部から離れた地域において人口が増加しており、市街地が中心部から郊外部へと広がる傾向にあることが分かります（図2）。

また、2010（平成22）年と2040（令和22）年の人口密度を比較推計すると、市の中心部の人口密度が著しく低下する予測となっています（図3）。これらのことから、将来的には低密度な市街地が、広範囲にわたって広がることが想定されます。

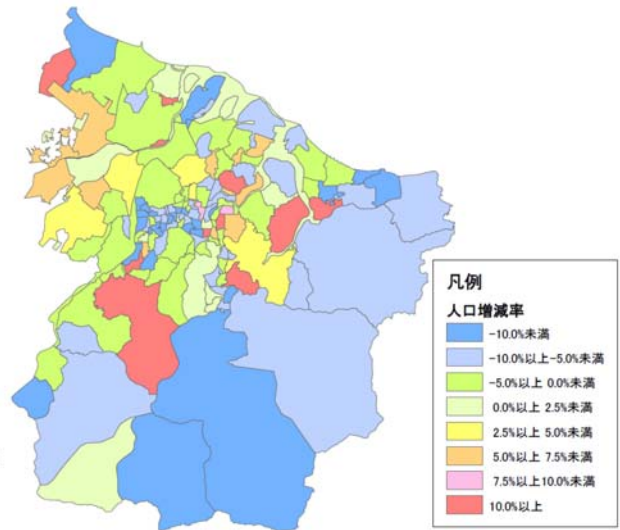


図2 平成22年から平成27年の人口動態図
（平成28年度三重県都市計画基礎調査、国勢調査の数値を用いて作成）

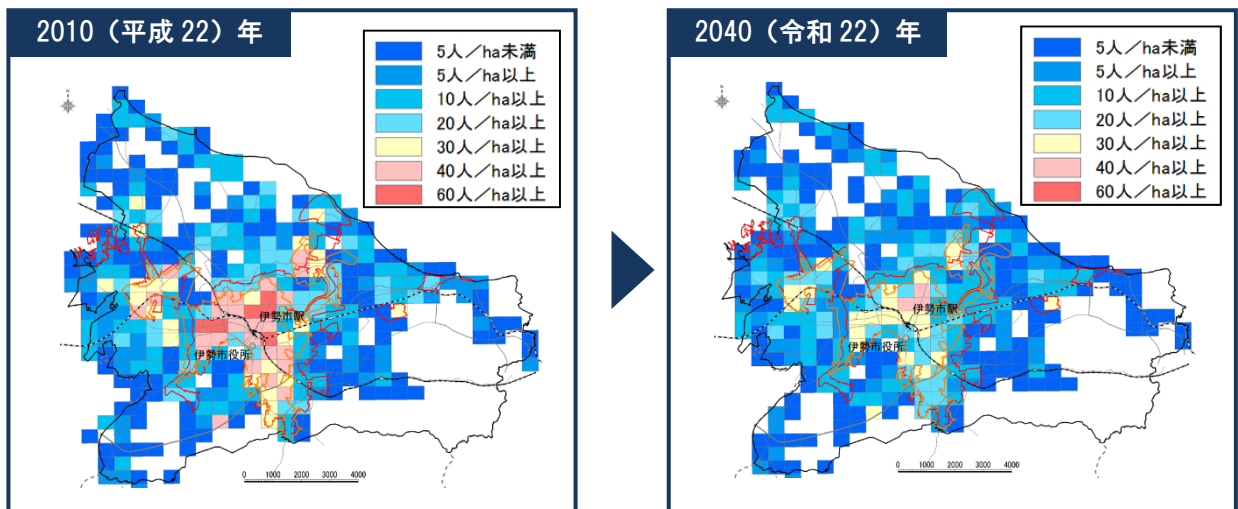


図3 人口密度の予測（2010年→2040年）（※注1と同じ数値を用いて作成）

市の中心部における人口減少による活力の減退と広範囲にわたる低密度な市街化は、市全体の暮らしやすさや魅力などに大きな影響を及ぼすと考えられます。現在市内に立地している医療・福祉、教育、商業など生活に必要な都市機能やバスなどの公共交通は、利用者の減少によってその維持が困難となることが予想されます。それらはやがて都市機能の市外への撤退や公共交通の路線減少へとつながり、まちの暮らしやすさを大きく低下させる上、さらなる人口減少を引き起こす『負のスパイラル』という状況へとつながる恐れがあります（図4）。

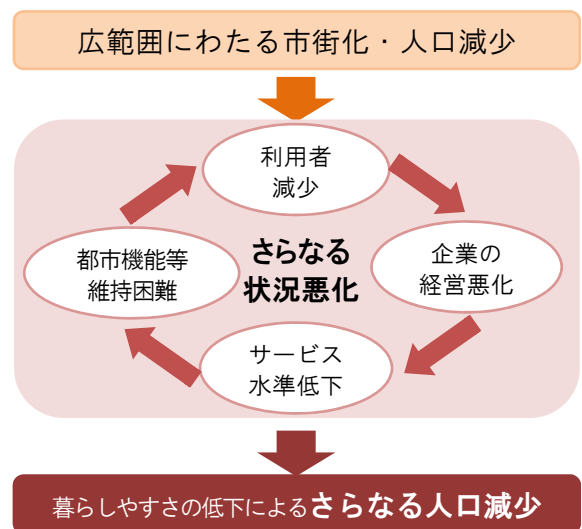


図4 『負のスパイラル』イメージ図

また、広範囲にわたる低密度な市街化は、まとまった農地や山林を減少させるなど、営農環境や自然環境の悪化の原因にもなるほか、人口減少・活力減退により市の税収が減少する状況下においては広範囲における防災事業や都市基盤整備が十分に行えないなど、様々な悪影響を及ぼすと考えられます。

広範囲にわたる低密度な市街化は、将来的な市の経営を考える上で、取り組むべき大きな課題です。

③人口変化に対応した取組と将来人口

これらのことから、人口減少及び少子高齢化に対応した持続可能な都市をつくるために、他分野と連携しつつ、次の2つの取組を進めることが必要です。

◆持続可能な都市づくりのために必要な2つの取組

人口定住を促進させる取組

無秩序な市街地の拡大を抑制し、
拠点となる地域に居住人口や
都市機能を集約させる取組

人口定住を促進させる取組については、都市基盤だけでなく、雇用・交通・教育・医療・福祉など様々な要素に対する住民による総合評価の結果であることから、中長期的な戦略のもと、総合的な取組を着実に実行していく必要があります。

このため、本全体構想においては、主として「無秩序な市街地の拡大を抑制し、拠点となる地域に居住人口や都市機能を集約させる取組」を進めるべく、第3章、第4章において都市づくりの方針を示します。

■伊勢市人口ビジョンと将来人口

人口の将来展望に関して、当市では2015（平成27）年10月に「伊勢市人口ビジョン」を策定しました。人口ビジョンでは、当市が目指すべき将来の方向として、以下の3点を設定しています。

〈目指すべき将来の方向〉

- ①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、合計特殊出生率を向上させる
- ②安定した雇用の創出と新しい人の流れを生み出し、社会増減ゼロを目指す
- ③「暮らしやすいまち 伊勢」を構築するための取組を進め、人口減少の克服を図る

この3点を踏まえた取組が実現し、自然増減（合計特殊出生率）の改善や社会増減（転出抑制・転入促進）の改善が見込まれると仮定した場合、当市の人口の将来展望は、図5のようになります。

これらのことから、本全体構想の目標年次である2033（令和15）年の将来人口を、約108,000人と設定します。

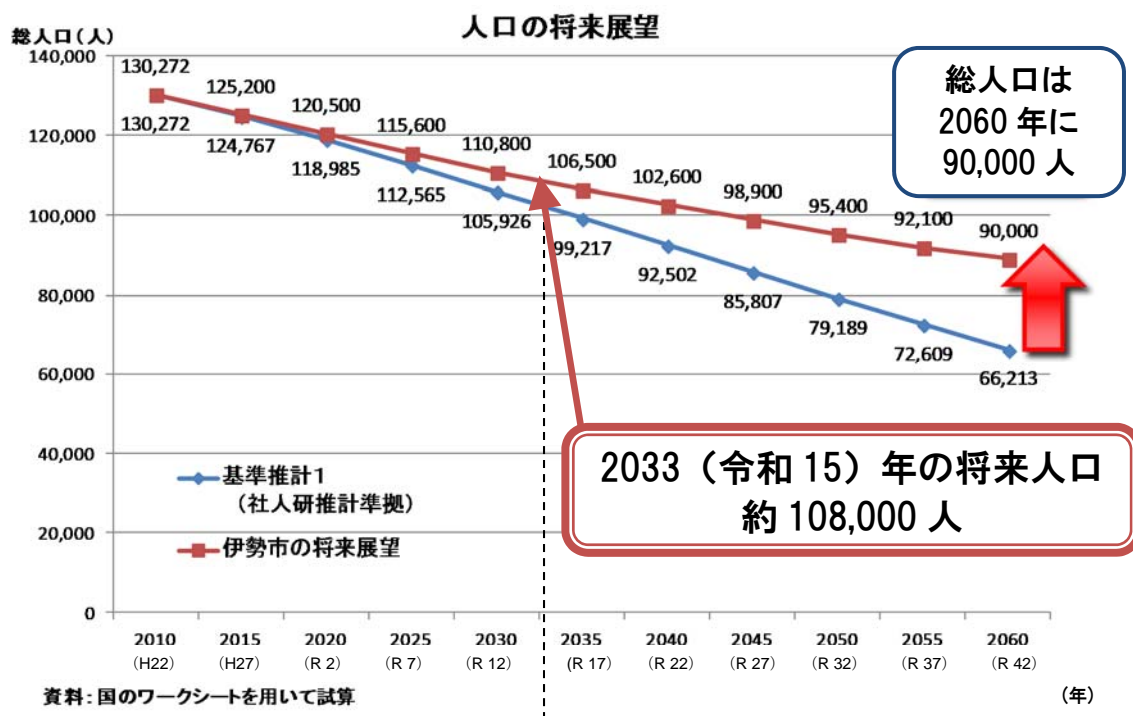


図5 人口の将来展望（「伊勢市人口ビジョン」より）

（※図1との人口の差は、端数処理によるもの）

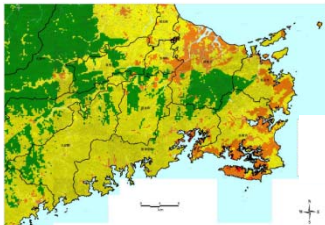
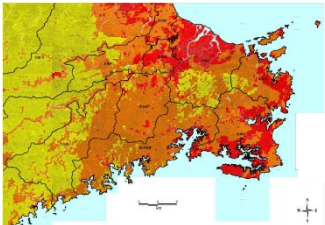
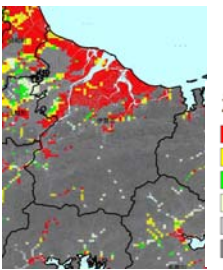
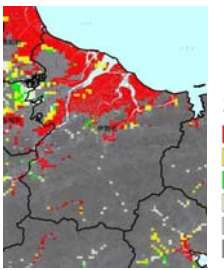
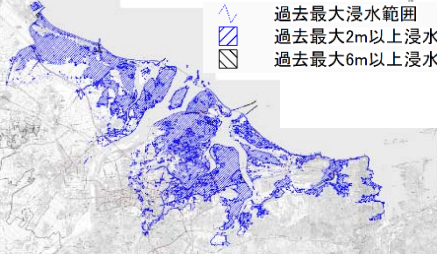
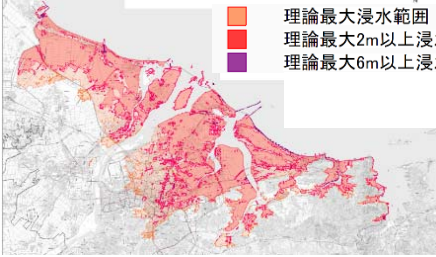
(2) 災害リスクへの対応

① 災害リスクの想定

■ 地震・津波

当市においては、近い将来に南海トラフ地震の発生にともなう被害が危惧されています。

南海トラフ地震について、三重県地震被害想定調査（2014（平成26）年3月）では、過去最大クラス及び理論上最大クラスの2つの規模を想定し、震度、液状化危険度、津波による浸水範囲等の予測と、建物被害・火災被害等の想定結果がとりまとめられています。

		南海トラフ地震	
		過去最大クラス	理論上最大クラス
説明		過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震	あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震
揺れ予測		<p>■伊勢志摩の沿岸部を中心として、震度6強が想定されている。</p> 	<p>■伊勢志摩の沿岸部を中心として、震度7が想定されている。</p> 
液状化危険度		<p>■液状化の危険度は、沿岸部から市街地を中心とした広い範囲で極めて高いと予測されている。</p> 	
津波浸水予測図		<p>■満潮時に過去最大クラスの地震が発生した場合において、市内の約 1/4（人口の約 1/2 が居住している範囲）が浸水すると予測されている。</p> 	

（三重県地震被害想定調査結果 平成26年3月）

建物被害・火災被害（冬夕発災）	倒壊					焼失 火災	全壊 焼失
	揺れ （全壊）	液状化 （全壊）	津波 （全壊）	急傾斜地等 （全壊）	計 （全壊）		
過去最大クラス	約 5,100 棟	約 1,200 棟	約 5,500 棟	約 50 棟	約 12,000 棟	約 1,700 棟	約 14,000 棟
理論上最大クラス	約 32,000 棟	約 1,300 棟	約 2,800 棟	約 70 棟	約 36,000 棟	約 5,500 棟	約 41,000 棟

（三重県地震被害想定調査結果 平成26年3月）

■洪水

当市では、台風及び長雨により河川、水路が増水し、浸水被害が繰り返し発生しています。平成 29 年台風第 21 号では、矢田川、汁谷川などの中小河川の氾濫や、勢田川が増水し、市街地の雨水の排水が追いつかない状態となったため、内水氾濫が発生しました。洪水に対しても、計画規模の降雨予測に対する浸水規模だけでなく、想定し得る最大規模の浸水想定が順次公表されています。

		洪水浸水想定区域図	
		計画規模	想定最大規模
宮川水系宮川	100 年に一度の規模の雨が降った場合の浸水の深さを示した図（堤防をつくるときの目安）		
	50 年に一度の規模の雨が降った場合の浸水の深さを示した図（堤防をつくるときの目安）		
宮川水系勢田川	100 年に一度の規模の雨が降った場合の浸水の深さを示した図（堤防をつくるときの目安）		
	50 年に一度の規模の雨が降った場合の浸水の深さを示した図（堤防をつくるときの目安）		

（国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所作成 平成 28 年 12 月）

■土砂災害

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害は、集中豪雨や長雨により突然発生し、住宅や人命などに多大な被害が出る恐れがあり、大規模な場合は、広範囲の家屋や道路等に甚大な被害を及ぼし、多くの人命が失われる恐れがあります。

当市には400か所以上の土砂災害危険箇所が存在しており、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を設定するための詳細調査を三重県が進めています。

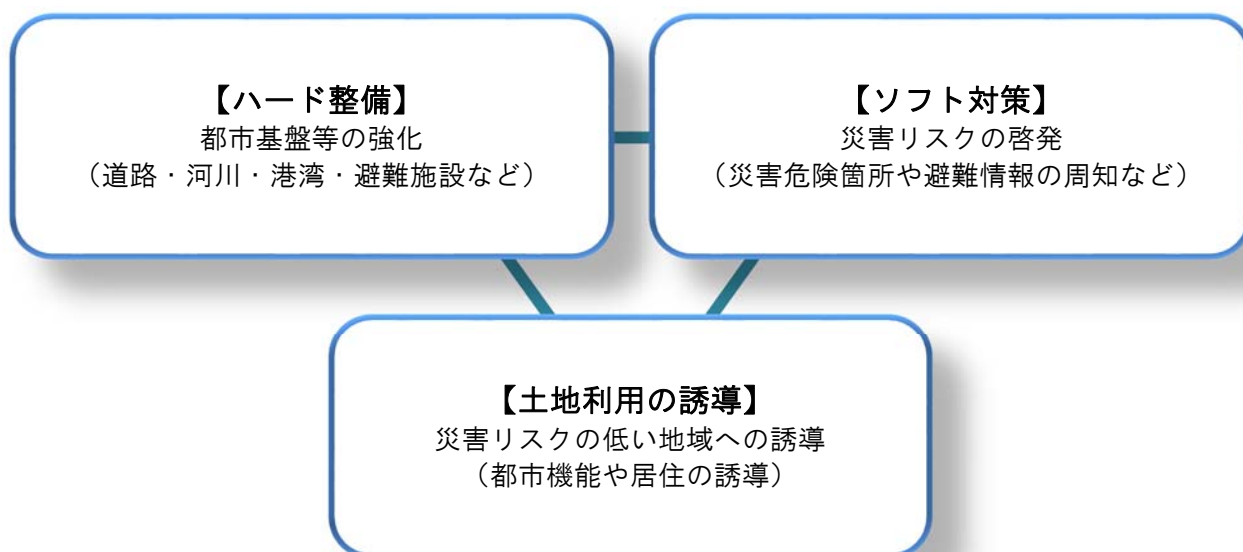


(三重県土砂災害情報提供システム)

②災害リスクに対する考え方

東日本大震災を経験した我が国は、理論上最大となる災害を想定した防災対策が必要であることを学びました。三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針においても「防災施設だけで都市を災害から守ることは限界がある」とされています。

災害に備えるためには、ハード整備を中心とした都市基盤の強化、災害リスクの啓発や避難情報の周知などのソフト対策に合わせて、災害リスクを考慮した土地利用の誘導が必要です。



(3) 都市づくりの目標

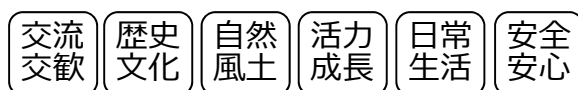
3つの将来都市像の実現を目指し、次の6つの都市づくりの目標を掲げます。



◇「都市づくりの目標」のアイコン化について

本全体構想では、第4章「将来都市構造」の土地利用・軸・拠点の各項目と、第5章「分野別都市づくりの方針」の各基本事業について、都市づくりの目標として掲げる6項目のうち、どれに関係するものであるのかを示すために、都市づくりの目標をアイコン化して表示しています。

実現する「都市づくりの目標」



目標 1

さまざまな交流と交歓の場を育む都市

出会いとふれあいを大切にし、交流施設やイベントなど「もてなしの心」を継承した新しい交流の舞台、出会いの場を創り出し、国内外の多様な人々が集いふれあえる、国際的な視点を持った交流都市をつくります。

【施策の考え方】

●観光機能の充実

2013（平成25）年の式年遷宮を迎えるにあたり、市では伊勢市駅及び宇治山田駅前の整備や、内宮及び二見浦周辺における駐車場整備などの基盤整備や案内サインの整備、伊勢市駅前の観光案内所の整備などを実施しました。

2016（平成28）年5月の伊勢志摩サミットや、2017（平成29）年4月～5月の全国菓子大博覧会・三重などでは、国内外の多くの来訪者が当市を訪れました。

個性ある歴史・文化を活用した拠点の整備や、パーク・アンド・バスライドや臨時駐車場などの観光交通対策、観光に関連する施設や拠点地域のバリアフリー化の推進など、国際交流都市としての機能充実を図るとともに、次期遷宮に向けて国内外との交流を継続・促進させていくことが必要です。

●交流の促進

2013（平成25）年、民間企業の協力のもと、朝熊山麓に伊勢フットボールヴィレッジを整備しました。また、2014（平成26）年には、倉田山野球場の改修整備を完了しました。

県全体のイベントとして、2018（平成30）年には全国高等学校総合体育大会が開催され、2021（令和3）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が予定されています。

今後は、スポーツ大会や各種イベントの会場など交流の場となる施設周辺の基盤整備などを進め、国際交流都市としての受け皿をさらに充実させることが必要です。



三重交通 G スポーツの杜伊勢



伊勢フットボールヴィレッジ

我が国の精神文化の原点を守り伝える都市として、長い歴史の中で築いてきた独特の生活文化や、神宮や民家にみられる「生成り」の素朴で美しいデザインを今後も大切にし、独特の歴史文化を後世に継承する都市をつくります。

【施策の考え方】

●地域の歴史文化資源を活かしたまちづくり

現在当市では、内宮おはらい町や外宮参道などの地域において、歴史文化を活かしたまちづくりが活発に行われています。またそれ以外でも、2015（平成27）年4月に施行したふるさと未来づくり条例に基づき市内全域で設立されたまちづくり協議会において、地域の歴史文化を活かした活動を実施している地域もあります。（第2章に詳述）

今後も、都市の魅力を高め、都市としてのアイデンティティを形成し地域コミュニティの繋がりを強化していくために、地域のまちづくり組織やまちづくり協議会などと連携し、貴重な歴史文化資源を市の財産として守るとともに、これらを生活に密着した「生きた」資源として活用していくことが必要です。

●良好な景観の保全・形成

市では、2009（平成21）年5月に伊勢市景観計画を策定し、市全域を対象区域として位置づけ、良好な景観の形成に取り組んでいます（2018（平成30）年11月改定）。また、伊勢市駅周辺や宇治山田駅周辺などにおいて、景観に配慮した公共施設整備を実施しています。（第2章に詳述）

今後も、現在の取組を継続するとともに、新たな重点地区の指定など良好な景観の保全・形成を推進していくことが必要です。



内宮おはらい町地区

宮川や五十鈴川の清流、神宮を包む原生林、夫婦岩を有する清渚・二見浦など、伊勢の文化を育んできた自然の豊かさを将来にわたって市民や来訪者が享受でき、低炭素・循環型の環境に優しい仕組みを持つ自然共生型の都市をつくります。

【施策の考え方】

●自然環境の保全と緑の創出

市では 2015（平成 27）年 3 月、長期未整備となっている都市計画公園の見直しを実施し、必要性が低下している公園の計画廃止及び変更と、第 4 章の将来都市構造において市民交流拠点として位置づけている「宮川河川敷公園」の都市計画決定を行いました。

今後も、都市と自然環境のバランスが保たれた持続可能な都市づくりのため、貴重な自然環境の保全や、公園や里山など自然を身近に感じふれあうための場づくり、自然に配慮した都市基盤整備、まちなかでの緑の創出に取り組むことなどが重要です。

●低炭素・循環型の都市づくり

都市活動による資源やエネルギーの消費、CO₂ 等温室効果ガスの発生、廃棄物の発生などの課題に対し、都市経営の効率化のため、都市機能の集約や公共交通の利用促進を図るなど、低炭素・循環型の都市づくりを進めることが重要です。



大仏山公園からの眺望

変化する時代の流れに対応するために、伊勢志摩地域の中核都市として周辺市町とのつながりを強めながら、拠点となる地域への都市機能の集約と強化を図り、経済の活力と成長のある拠点都市をつくります。

【施策の考え方】

●拠点となる地域への機能集約と活性化

将来都市構造において「山田都市交流拠点（中心市街地）」として位置づける中心市街地の活性化を目的として、伊勢商工会議所・伊勢まちづくり株式会社・行政等で構成される伊勢市中心市街地活性化協議会が2015（平成27）年3月に設立されました。市では、本協議会と協議を行いつつ、中心市街地を活性化させる施策及び事業を実施するための計画である「伊勢市中心市街地活性化基本計画」を2016（平成28）年3月に策定しました。

また、2014（平成26）年に改正された都市再生特別措置法の規定による、市町村がコンパクトな都市づくりを進めるための計画である「伊勢市立地適正化計画」を2018（平成30）年3月に策定しました。

これらの計画に基づき、都市の活力の源である定住人口や交流人口の維持・増加のため、医療、福祉、商業といった都市機能の集約、拠点周辺への居住の誘導を図るとともに、空き店舗や空家、未利用地の有効活用など様々な施策を行い、賑わい創出などによる商店街等の活性化など、新たな都市生活や産業のあり方を市民と共に検討し、魅力ある都市づくりを進めていくことが必要です。

●交通ネットワークの整備

2010（平成22）年から2013（平成25）年にかけて、市では市内の都市計画道路の見直しを実施しました。また、2012（平成24）年3月には「伊勢市道路整備プログラム」を策定し、市内の都市計画道路を中心に、道路整備の優先順位を示しています。

今後も、誰もが移動しやすい公共交通の維持及び機能強化、南北分断等の対策、幹線道路を主軸とした道路網形成など、拠点間を結ぶ交通ネットワークの整備を進めていくことが必要です。

●周辺地域との連携強化

2013（平成25）年2月、当市は伊勢志摩定住自立圏構想（※4）における中心市となることを宣言し、同年7月に周辺市町と定住自立圏形成協定を締結しました。この協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、定住自立圏共生ビジョンを2014（平成26）年6月に策定し、これに基づく取組を進めています（第2次を2019（平成31）年3月策定）。

また、地域間で行政や医療などの都市機能を分担する連携中枢都市圏の形成についても現在国土交通省が取組を進めています。

今後も、他市町との連携を強化しながら、伊勢志摩圏域での位置づけの維持及び中核都市としての機能を高めていくことが必要です。

あらゆる世代の人々がいきいきと快適に暮らせるよう、多様化する地域活動、社会活動を、福祉、教育、健康、文化、スポーツなど様々な面から支援し、市民の多様な日常生活を支える都市をつくりまします。

【施策の考え方】

●福祉に配慮した都市づくり

2016（平成 28）年 3 月、市では高齢者等の移動手段確保のため、将来を見据えた持続可能な地域公共交通の施策の推進を目的とした「伊勢市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

今後も、少子化・高齢化の進展や生活スタイルの多様化に対応するため、自家用自動車等の移動手段を持たない人の移動手段である地域公共交通の維持、地域で生活し続けるための地域包括ケアシステムの構築など、福祉面に配慮した都市づくりを進めていくことが必要です。

●市民と行政による協働のまちづくり

2015（平成 27）年 4 月、市では伊勢市ふるさと未来づくり条例を施行しました。本条例に基づき、市内全域において地域課題を解決するための新しい地域自治組織である「まちづくり協議会」が活動を進めています。（2 章に詳述）

多様化する地域活動、社会活動に対し、まちづくり協議会をはじめとする市民組織との連携を図り、市民組織を主体とした市民発意のまちづくりに対して行政が必要な支援を行うなど、市民と行政による協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

●誰もが安全に使える公共空間の整備・再整備

市では、視覚障がい者誘導用ブロックの整備や車椅子対応のトイレ整備等のユニバーサルデザインを取り入れた公園整備や、老朽化した施設の改修においては、バリアフリー化を実施しています。

建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、2017（平成 29）年 2 月に「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。この基本構想に位置づけた特定事業について、バリアフリー化を進めていくことが必要です。

また 2014（平成 26）年 7 月、市は伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例を施行しました。伊勢市駅及び宇治山田駅周辺において自転車等放置禁止区域を指定し、放置自転車の撤去などを実施しています。また、2013（平成 25）年から 2015（平成 27）年にかけて市営駐輪場を整備しました。

今後も、様々な状況の人々にとっての暮らしやすさを確保するため、誰もが安全に使える公共空間を整備・再整備していくことが必要です。

震災・水害・火災など様々な災害への備えとして、日常の市民生活や産業活動を支える災害に強い都市基盤や、市民の生命を守る防災施設の整備、震災・水害・火災など様々な災害への対応性の高い防災システムの充実、迅速な復興のための計画づくりなど、安全で災害に強い都市をつくりまします。

【施策の考え方】

●災害に備えた都市づくり

当市は、全域が東海地震に係る地震防災対策強化地域(※5)、南海トラフ地震防災対策推進地域・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(※6)に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されています。また、台風及び長雨により、河川や水路が増水し、浸水被害が繰り返し発生しています。

このような状況に対し、市では、災害に強い道路や橋梁、河川・排水路等の治水対策、海岸保全施設、上下水道、公園などの都市基盤整備を行っています。

これらのハード整備のほか、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(2016(平成28)年策定)及び伊勢市立地適正化計画(2018(平成30)年策定)を踏まえ、地震・津波リスクの低い場所への居住系土地利用の誘導や、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するなど、災害に備えた都市づくりが必要です。

また、災害情報や避難情報を住民に周知するための「防災みえ.jp(※7)」等防災情報の活用、ハザードマップの作成・配布など、様々な災害の発生を想定した、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災の取組みを進めていくことが必要です。

●都市基盤施設の適切な維持・更新

道路や公園などの都市基盤施設については、日常的に安全に利用することができるよう必要な整備を行うとともに、防災性を考慮することも重要です。市では、2012(平成24)年より順次、道路、公園、市営住宅、下水道の各分野における長寿命化計画を策定し、計画的な保全管理・改築・更新に取り組んでいます。(第5章に詳述) 今後も、長期的な視点での都市基盤施設の計画的な維持・更新を進めていくことが必要です。

●復興への備え

現在市では、国土調査法に基づく地籍調査を進めています。この調査の成果は、土地の情報をより正確に管理することで、今後のまちづくりの計画や円滑な土地取引において有効に活用できるほか、被災地の迅速な復旧・復興を行う上で不可欠なものです。

今後は、地籍調査を進めていくとともに、復興まちづくりの方向性や進め方等の事前検討などを盛り込んだ事前復興計画の策定など、災害発生後、迅速な復興を可能とするための取組が必要です。

【用語解説】

- ※1) 中部圏開発整備法及び近畿圏開発整備法に基づき、地域内において観光資源を保全し、もしくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要がある区域として定めた区域。
- ※2) 永く伊勢市民にのみ参加が許されたものであった神宮式年遷宮に伴う「お木曳」「お白石持」について、全国の神宮崇敬者も参加できるものとした制度。昭和41年の第60回神宮式年遷宮より始まった。(当初は「一日神領民」としていたが、第62回のお白石持行事から「特別神領民」に改称。)
- ※3) 2015(平成27)年国勢調査より。ただし、当市で就業・就学する人数には、就業・就学地不詳で、伊勢市内に常住している者を含む。
- ※4) 中心市と連携市町村とが相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進することを目的とする、総務省が推進する取組。伊勢志摩定住自立圏は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町で構成されている。
- ※5) 『大規模地震対策特別措置法』に基づく。東海地震を対象としている。2002(平成14)年、旧伊勢市・旧二見町・旧御薊村が指定され、2006(平成18)年、市町村合併により旧小俣町の区域を含む伊勢市全域が指定された。
- ※6) 『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』に基づく。2014(平成26)年3月指定。
- ※7) 避難情報、気象情報、交通・道路情報、ライフライン情報など緊急時のための情報のほか、防災計画、被害想定等、県内の防災情報を提供するホームページ (<http://www.bousaimie.jp>)